記入例　氏を変更する者の戸籍に、同籍者（子）がいる場合
婚姻日から６か月以内に提出してください！

外国人との婚姻による氏の変更届

（戸籍法107条2項の届）

令和 6 年 9 月 15 日 届出

在ハンブルク日本国 ~~大使~~ 総領事 殿

受理	令和	年	月	日
第				号

公館印

書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知	

（よみかた） 氏を変更する人の氏名	がいむ （変更前）氏 外務	はなこ 名 花子	平成5 年 10 月 1 日生
住所	ドイツ連邦共和国ハンブルク州ハンブルク市ムスター通り１０番 世帯主の氏名 ミュラー，ハンスパウル		
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目２ 番地 ~~番~~ 筆頭者の氏名 外務　花子 ← 婚姻後の戸籍です。ご自身のお名前を書いて下さい。		
（よみかた） 氏	変更前 外務	変更後 ミュラー	
配偶者の氏名	氏 ミュラー	名 ハンスパウル	
婚姻年月日	令和6 年 7 月 20 日		
氏を変更した後の本籍	（氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください） 東京都千代田区霞が関二丁目２ 番地 ~~番~~		
その他	次の人の父母欄の氏を更正してください 同じ戸籍にある　長女　幸子 この届出により、子「幸子」の母の氏名欄の記載は、「ミュラー花子」に更正されます。 なお、この届出のみでは、母（ミュラー）と子（外務）は別々の戸籍になりますが、 子を母の新しい戸籍に入籍させたいときは、別途「入籍届」が必要となります。		
届出人署名 （※押印は任意） （変更前の氏名）	届出人が自署すること。押印は任意ですので、署名のみで構いません。 外務　花子 印		

記入の注意 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

（届出人の連絡先及び電話番号　　）